

平成25年 8 月

京都地方税機構議会定例会会議録

平成25年 8 月 京都地方税機構議会定例会会議録目次

会期 1 日間（平成25年 8 月10日）

○ 第 1 号（8月10日）

1	出席議員氏名	3
1	欠席議員氏名	4
1	議事日程	4
○	西村副議長開会宣告	5
○	河井副広域連合長の挨拶	5
1	議員異動報告	5
1	議席の一部変更並びに議席の指定	5
1	議長選挙の件	6
○	村田議長就任挨拶	6
1	議事日程	7
1	例月出納検査結果報告	7
1	出席要求理事者報告	7
1	会議録署名議員の指名	7
1	会期決定の件	8
1	第 4 号議案	8
1	第 4 号議案、同意	8
○	山内修一君の挨拶	9
1	第 5 号議案	9
1	第 5 号議案、同意	9
1	休憩（午後 1 時47分）—— 再開（午後 1 時55分）	10
1	出席要求理事者報告	10
1	第 1 号議案から第 3 号議案	10
○	中山広域連合長の提案理由説明	10
1	一般質問	
○	石田宗久議員の質問及び中山広域連合長の答弁	11
○	加味根史朗議員の質問並びに中山広域連合長、渡辺事務局長及び後安事務局業務課長	

の答弁	14
○山崎恭一議員の質問並びに中山広域連合長、渡辺事務局長及び蒲原事務局次長兼総務課長兼会計管理者の答弁	20
1 第1号議案から第3号議案	28
○加味根史朗議員の討論	28
○赤松孝一議員の討論	29
1 第1号議案から第3号議案、認定及び承認	30
1 選挙管理委員及び補充員の選挙の件	30
○村田議長閉会宣告	31

○ 上 程 議 案 等

議案番号	件 名	議決結果
1	議長選挙の件 (村田正治君 当選)	—
1	選挙管理委員及び補充員の選挙の件 (選挙管理委員 高屋 直志君、武田 祥夫君、莊司 泰男君、高埜 長太郎君 当選) (選挙管理委員補充員 梅原 勲君、中島 則明君、河合 良治君、千歳 利三郎君 当選)	—
第1号	平成24年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件	認 定
第2号	差押債権取立請求事件に係る訴えの提起の専決処分について承認を 求める件	承 認
第3号	差押債権取立請求事件に係る訴えの提起の専決処分について承認を 求める件	〃
第4号	副広域連合長の選任について同意を求める件	同 意
第5号	監査委員の選任について同意を求める件	〃

平成25年8月京都地方税機構議会定例会会議録第1号

平成25年8月10日（土）午後1時35分開会

○出席議員（30名）

村田	正治	君
田中	英夫	君
石田	宗久	君
上村	崇	君
加味根	史朗	君
村井	弘	君
田渕	裕二	君
西村	正之	君
村上	宣弘	君
山崎	恭一	君
西川	博司	君
小田	彰彦	君
太田	健司	君
北林	重男	君
綿谷	正巳	君
山田	芳彦	君
奥西	伊佐男	君
谷口	雅昭	君
村田	正夫	君
炭本	範子	君
山本	圭一	君
島	宏樹	君
岡田	久雄	君
垣内	秋弘	君
西村	典夫	君
竹内	きみ代	君
森元	茂	君
梅本	章一	君
奥野	良一	君
赤松	孝一	君

○欠席議員（2名）

木曾利廣君
梅原好範君

○議会事務局

議会事務局長

上田 ゆかり

議事日程（第1号）平成25年8月10日（土）午後1時30分開議

- 第1 諸報告
- 第2 議席一部変更並びに議席指定の件
- 第3 議長選挙の件

以上

○副議長（西村正之君） これより平成25年8月京都地方税機構議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、先の2月定例会において副広域連合長選任に同意し、2月18日付けで就任されました河井副広域連合長から、御挨拶の申し出がありますので発言を許します。河井副広域連合長。

〔副広域連合長河井規子君登壇〕

○副広域連合長（河井規子君） 木津川市長の河井でございます。発言のお許しをいただきましてありがとうございます。

先の定例会におきましては、私の副広域連合長選任につきまして、全会一致で御同意を賜りまして、まことにありがとうございます。たいへん微力ではございますが、中山広域連合長を木村副広域連合長とともに支え、また、機構職員の皆さんとともに力を尽くしてまいり所存でございますので、議員の皆様方におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まことに簡単ではございますが、就任にあたりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○副議長（西村正之君） これより日程に入ります。日程第1「諸報告」。

まず、議員の異動報告を行います。森田喜久議員の議員の任期満了に伴い、精華町議会から、森元茂議員が新たに選出されましたので、御報告いたします。

また、植田喜裕議員、巽昭議員、大谷洋介議員、宮本繁夫議員、浅井厚徳議員、飯田薫議員、中村栄仁議員、橋本宗之議員、喜多進議員、島野均議員、戸川和子議員、岩崎宗雄議員から一身上の都合により、機構議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定により、許可いたしましたから御報告いたします。

植田喜裕議員ほか11名の議員の辞職に伴い、京都府議会から田中英夫議員、石田宗久議員、福知山市議会から田淵裕二議員、宇治市議会から山崎恭一議員、西川博司議員、城陽市議会から太田健司議員、向日市議会から北林重男議員、八幡市議会から山田芳彦議員、京田辺市議会から奥西伊佐男議員、木津川市議会から炭本範子議員、久御山町議会から島宏樹議員、和束町議会から竹内きみ代議員が新たに選出されましたので、御報告いたします。

○副議長（西村正之君） 次に、日程第2「議席一部変更並びに議席指定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今回選出されました森元茂議員ほか12名の議員の議席指定に関連し、議席の一部を変更する必要が生じたので、別紙お手元に配布の議席表のとおり一部変更並びに指定いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○副議長（西村正之君） 御異議なしと認め、そのように決めます。

○副議長（西村正之君） 次に、日程第3「議長選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選により行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○副議長（西村正之君） 御異議なしと認め、そのように決めます。

お諮りいたします。指名の方法については、私から指名することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○副議長（西村正之君） 御異議なしと認め、そのように決めます。

それでは、議長に村田正治議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま私から指名いたしました村田正治議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○副議長（西村正之君） 御異議なしと認めます。よって、村田正治議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました村田正治議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

村田正治議長から御挨拶の申し出がありますので発言を許します。村田正治議長。

〔議長村田正治君登壇〕

○議長（村田正治君） 村田正治でございます。お許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。ただいまは、皆様方からの御推挙によりまして、議長に選任をいただき、まことにありがとうございます。この上は誠心誠意全力を傾注し、円滑な議会運営に努めて参りたいと思いますので、議員の皆様、そして中山広域連合長はじめ理事者の皆様方におかれましては、格別なるお力添え、御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます、私の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（西村正之君） 村田議長、議長席にお着き願います。

〔副議長西村正之君議長席を退く〕

〔議長村田正治君議長席に着く〕

○地方自治法第121条の規定による出席要求理事者

広域連合長

中山 泰

副広域連合長

河井 規子

副広域連合長

木村 要

事務局長

渡辺 隆

事務局次長兼総務課長兼会計管理者	蒲原 功
事務局業務課長	後安 剛児
事務局法人税務課長	大井 充
事務局業務課参事	住田 淳志
事務局業務課参事	牧 正博
事務局法人税務課参事	井上 寧

議事日程（第2号）平成25年8月10日（土）午後1時30分開議

- 第1 諸報告
- 第2 会議録署名議員指名の件
- 第3 会期決定の件
- 第4 第4号議案
- 第5 第5号議案
- 第6 第1号議案から第3号議案まで（広域連合長説明）
- 第7 一般質問
- 第8 第1号議案から第3号議案まで（質疑・討論・採決）
- 第9 選挙管理委員及び補充員の選挙の件

以上

○議長（村田正治君） それでは、これより議事日程第2号によりまして議事を進行いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（村田正治君） 御異議なしと認め、さよう決します。

○議長（村田正治君） 日程第1「諸報告」。

監査委員から例月出納検査の結果報告6件が参っております。その写しをお手元に配布しておきましたので、御覧おき願います。

次に、出席要求理事者の報告であります。当局へ要求し、その写しをお手元に配布しておきましたので、御覧おき願います。

○議長（村田正治君） 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、私から、西川博司君及び垣内秋弘君を指名いたします。以上の御両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いいたします。

○議長（村田正治君） 次に、日程第3「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（村田正治君） 御異議なしと認め、さよう決めます。

○議長（村田正治君） 次に、日程第4、第4号議案「副広域連合長の選任について同意を求める件」を議題といたします。

議案を朗読させます。上田議会事務局長。

〔議会事務局長上田ゆかり君朗読〕

第4号議案

副広域連合長の選任について同意を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第162条の規定により、下記の者を副広域連合長に選任することについて同意されたい。

平成25年8月10日提出

京都地方税機構

広域連合長 中山 泰

記

山 内 修 一

○議長（村田正治君） お諮りをいたします。

ただいま議題となっております第4号議案については、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（村田正治君） 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

採決の方法は挙手によります。

第4号議案「副広域連合長の選任について同意を求める件」を原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（村田正治君） 挙手全員であります。よって、山内修一君の副広域連合長選任に同意することに決しました。

この場合、山内修一君から御挨拶の申し出がありますので、発言を許します。山内修一君。

〔山内修一君議席前面に立つ〕

○山内修一君 山内でございます。議長さんのお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。ただいまは、私の副広域連合長選任について御同意を賜りまして、心より御礼申し上げます。この京都地方税機構、税というたいへん重要な行政分野を所管しているところでありまして、平成22年度の業務開始以降、着実にその成果を挙げつつあるのではないかと考えておりますが、これもひとえに議員各位の御指導と御理解の賜であると思っておる次第であります。また、この成果は、中山広域連合長さんはじめ、河井、木村両副広域連合長さん、そして機構職員の努力が現れつつあるのではないかと考えておる次第であります。

私も本日より精一杯努めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしく御指導賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長（村田正治君） 次に、日程第5、第5号議案「監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

議案を朗読させます。上田議会事務局長。

〔議会事務局長上田ゆかり君朗読〕

第5号議案

監査委員の選任について同意を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第196条第1項の規定により、下記の者を監査委員に選任することについて同意されたい。

平成25年8月10日提出

京都地方税機構

広域連合長 中山 泰

記

谷 明 憲

○議長（村田正治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております第5号議案については、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（村田正治君） 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。

採決の方法は挙手によります。

それでは、谷明憲君の監査委員選任に同意することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（村田正治君） 挙手全員であります。よって、谷明憲君の監査委員選任に同意する

ことに決しました。

○議長（村田正治君） この際、暫時休憩をいたします。

午後1時47分 休憩

○地方自治法第121条の規定による出席要求理事者（追加）

副広域連合長

山内 修一

午後1時55分 再開

○議長（村田正治君） 休憩前に引き続き会議を行います。

日程に入るに先立ち、御報告申し上げます。出席要求理事者であります。新任の山内副広域連合長の追加について当局へ要求し、その写しをお手元に配布しておきましたので、御覧おき願います。

○議長（村田正治君） 次に、日程第6「第1号議案から第3号議案まで」の3件を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。中山広域連合長。

〔広域連合長中山泰君登壇〕

○広域連合長（中山泰君） 中山でございます。本日ここに、平成25年8月京都地方税機構議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙の中、また、土曜日にもかかわらず御出席をいただきました。まことにありがとうございます。

また、私の市長公務の関係での招集時間変更につきまして、お許しをいただきたいと思っております。

それでは、各議案につきまして、一括して順次御説明を申し上げます。

まず、第1号議案「平成24年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」につきまして御説明を申し上げます。

本議案は、平成24年度の一般会計決算につきまして、御承認を求めるとでございます。

次に、第2号議案及び第3号議案の2件は、いずれも専決処分の案件でございます。

機構所管の納税者が、第三債務者に対して有しております過払金返還請求権への差押えに関しまして、裁判手続により解決を図る必要が生じたところでございますけれども、特に緊急を要しましたことから、3月28日付けで地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、議会に御報告をし、御承認を求めるとでございます。

以上のとおり提案いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村田正治君） 次に、日程第7「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、石田宗久君に発言を許します。石田宗久君。

〔石田宗久君登壇〕

○石田宗久君 京都府議会選出の石田宗久でございます。

質問に先立ち、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶をさせていただきます。

私は、さきの京都府議会5月臨時会におきまして、この京都地方税機構議会の議員に初めて選出をされたところでございますが、26構成団体の議会の議決を得て設立され、また、全ての構成団体の議会から議員が選出されておりますこの機構議会の議員として、微力ではございますけれども、全力で取り組んでまいりたいと思っております。

つきましては、初めての議会にもかかわらず、今回、一般質問の通告をさせていただきましたけれども、先輩議員諸兄におかれましては、温かい御指導、御鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

それでは質問に入ります。

御承知のとおり、この京都地方税機構所管の行政分野は、納期を過ぎた案件の徴収業務と、また、法人関係税の課税事務、さらには今後の税業務のさらなる共同化の検討と、税務行政の中でもごく限られた3点でありますので、簡潔に質問をさせていただきます。

まず、一つ目の徴収業務についてであります。この機構設立に当たりましては、何分全国的にも初めての取り組みであったことから、私の所属しております京都府議会におきましても、さまざまな懸念が議論されてきたところであります。

しかしながら、構成団体の長の代表として広域連合長の任に当たってこられました山田京都府知事、久保田宇治市長、そして現在の中山京丹後市長を初め、全ての構成団体から派遣を受けて集まってこられました機構職員のこれまでの日々の努力のかいもあって、徴収業務開始から4年目を迎える現在まで、順調に業務が進められてきたと伺っております。

この間、大変厳しい社会・経済状況であったことを考えれば、大変御苦勞も多かったことと思っておりますが、まず、徴収業務の取組成果についてお聞かせいただきたいと思っております。

また、昨年4月から開始されました法人関係税課税事務につきましても、大きなトラブルはなく、順調に業務が進んでいるようであります。この取組状況や成果につきましても、あわせてお聞かせください。

次に、機構職員の能力向上や人材育成について質問をいたします。

徴収業務に関しましては、他府県におきましても、この機構のような共同化の取り組みが行われており、その範囲は一部困難案件をおおよそ20名くらいの体制で行っていると聞き及んでおります。

そうしたところでは、共同化組織に業務経験者を派遣し、そこで得たノウハウや経験を構成団体に戻って発揮をするというサイクルもまたその成果の一つであるというわけでありませう。

しかしながら、この機構においては、全ての案件を機構で所管しているために、そうした成果を期待できないわけでありまして、むしろ今後年数を重ねれば重ねるほど、構成団体の徴収業務経験者も退職により減少し、あるいはブランクが長くなっていくことから、機構において実務を担う職員の能力向上や育成が大変重要な課題であると考えております。

特に、徴収業務や課税の調査業務については、職員の力量、マンパワーに左右される部分が非常に大きいと伺っており、現に国税においては採用段階から税務専門の職員を採用し、その後も税務行政のスペシャリストとしてキャリアを積んでいく仕組みがとられているとお聞きをしております。こうした課題についてどのように認識をされているのか、また、現在の状況や今後の取り組みにつきましてもお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（村田正治君） 中山広域連合長。

〔広域連合長中山泰君登壇〕

○広域連合長（中山泰君） お答えを申し上げます。

まず、徴収業務について現在までの取組成果ということでございます。これはまず大きな考え方としまして、共同化によって権限の集中が図られる、また、権限的に大きな機能を持つ機関でありますので、まず、大切なこととして公平・公正な税務行政を進めるということとともに、納税者の皆さんの理解と信頼をしっかりと確保しておくということが非常に重要であるということで、このためにもしっかりとした基本方針を持ちながら運営をさせていただいているところでございます。

具体的には、これまでから申し上げておくことでもございますけども、まず、納めたくても納められない方と、納められるのに納めない方とをしっかりと見きわめながら、同時に納められない方には個別の事情を十分把握をして、法に定められた緩和措置の適用も含めて対応していく。そして、納められるのに納めない方には、これはもう厳正な対応、厳正な処分を行っていくということでやってきているところでございまして、納税道義の徹底のために尽力をしているということでございます。

あわせて、納税便宜の向上にも十分留意をした対応をしているところでございまして、納税相談窓口を一本化することで、納税者の方にも総合的な納税計画を立てやすい環境をつくる。さらには、コンビニ納税により納付方法の便宜を図るなどの環境整備もしてきたところでございます。

こうした取り組みと、構成団体における納期内の納付を慫慂する取り組みによりまして、機構であずかる滞納額も年々減らすことができきておりまして、24年度は23年度に比べて16億4,900万円、さらに共同化開始の22年度と比べれば21億2,100万円の減というような数字上の成果をいただいているということでございます。

さらに機構における収納率につきましても、23年度と比べまして2.4ポイント、22年度比では8.4ポイントの増ということで着実に向上させておりまして、25年度へ繰り越します滞納額を圧縮することができたところでございます。

その結果、構成団体、25市町村の24年度合計徴収率も、速報値でございまして、94.8%ということで、共同化開始前の21年度より1.6ポイント向上させていただいたところでございまして、過去15年を見ましても、単純に比較できるものではないわけですが、最高

率を達成していただいたところでございます。

今後とも、納税者の皆様の信頼を一層得るために、共同化のメリットを生かして、また、業務執行方法の改善も適宜図りながら、納税モラルの向上に努めてまいりたいと思っております。

次に、法人関係税の関連でございますけれども、法人課税の事務の共同化を開始してから1年余りが経過をしたわけですが、開始当初は多少の混乱もございましたけれども、機構議会の歴代議長初め議員各位の皆さんの御指導とともに、機構の役職員挙げての努力で、現時点では安定した事務処理ができておるところでございます。

この共同化につきましては、構成団体においては、調定等の意思決定をしていただく。機構では、府税、市町村税の申告案内書を一括作成して送付をし、機構においてこれらの申告書や届出書などを一括して受け付けることで、納税者の利便性の向上、さらには業務の効率化を図ってきているところでございます。

さらには、共同化による効果が期待された調査業務の充実についての1年目の増収効果につきましては、未申告法人の捕捉調査などによって、約3,100万円の増収効果となりまして、また、それらの事務処理に要する経費については約3億7,000万円となったということで、我々の試算ではありますけれども、共同化前の経費約5億円に対して、1億3,000万円程度の推計上の削減効果があったというふうにとめております。

今後とも業務の効率化、適正な課税のための事務処理に努めていきたいと考えております。

そして、職員の能力向上、人材育成についてでございますけれども、これについては非常に大切な課題であると思っております。機構自体が強い権限を持つ専門機関でありますので、執行段階において納税者の信頼を損なうことのない業務の遂行能力、あるいは姿勢といったものが必要になるわけでございます。

業務開始当初は、それぞれの構成団体のほうから、主に当時の税務担当者、徴収実務職員が集まったということで、相応の知見や経験の結集、集積が図られたということでありまして、結集、集積という点では、現在もそういった方針でございます。一方で、現状としては50歳以上の職員が5割を占めておりまして、今後、中長期的には退職をしていくということで、経験が比較的浅い若年層、中堅層の派遣増が見込まれるということでありますので、ノウハウ等をどう継承していくか、あるいは人材育成をどう具体的にさらに重ねていくかということについては、喫緊の課題と認識をしております。

そのために、まず、しっかりとした研修、基礎研修、専門研修といったさまざまな研修をやっていく。継続的に、日常業務の中でもやっていくということを積極的に行っているところでございます。

御質問にありました国税のような専門職員の採用でございますけれども、これは設立前の段階でも将来的な課題として意見をいただいていたところではありますけれども、このためには、プロパーの採用を可能とするような組織体制のありようとか、それを前提にした人材育成システムを具体的に積み上げて構築していく必要がございます。まずは、例えば国税の職員と今は人事交流はしてないんですけども、そういう国税の職員と人事交流をやっていくような形がとれるのかどうか。これは具体的に国税に働きかけたわけではありませんが、そうい

う相談もしながら、そういう可能性も検討していきたいというふうに思いますし、そういう人事交流ができてくれば、さまざまな経験を互い互いに交換することができるということで意味を持ってくるのかなというふうに思います。

今、こういう本機構のような200名を超える規模で都道府県内の自治体が人事交流を行っている例は全国的にもありませんので、こういう形で人事交流をして経験や知見を積み重ねていくということ自体、一種の研修というか、職員の能力を多角的に高めていくありようであるとも思っております。

そういったことをベースにしながら、また国税初め、他機関との交流の可能性についても検討しながら、そして将来、独自の採用のあり方についても模索をしていきたいと思っております。いずれにしても、専門性をどう確保していくのかということはいろんな形で検討していきたいと思っております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（村田正治君） 石田宗久君。

○石田宗久君 ありがとうございます。

御答弁にもありましたが、この機構設立の趣旨であります納税者利便の向上と、そして公平・公正な税務行政の一層の推進という目的を達成するためにもですね、引き続き、より一層の御尽力をお願いしたいと思います。

最後に、今後の税業務のさらなる共同化の検討についてであります。構成団体の実務担当者を交えた検討が今まさに続けられている段階でもありまして、また、さきの2月の機構議会におきましても、広域連合長御自身が、さまざまな課題があるが、少しずつでも進めていくと、そういう御所見を示されたとお聞きしております。

設立段階から、先例のない取り組みの連続でもありまして、また、小さなトラブルであっても、直ちに住民・納税者の皆さんに影響が及ぶわけでございますので、一朝一夕にはなかなか進まないとは思いますが、広域連合長のお言葉どおり、少しずつでも前に進めていただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（村田正治君） 次に、加味根史朗君に発言を許します。加味根史朗君。

〔加味根史朗君登壇〕

○加味根史朗君 府議会、日本共産党の加味根史朗です。私は徴収業務、特に滞納処分に関する幾つかの問題につきまして質問をいたします。

まず、児童手当を受給している世帯に対する差押処分についてであります。

24年度に差押えを行った件数は、8,143件。23年度の5,351件から2,792件、52%ふえています。この8,143件の中で、児童手当を受給している世帯はあるのでしょうか。あるとすれば、件数は把握をされているのでしょうか、お答えをいただきたいと思っております。

児童手当は差押禁止になっていますが、実際に児童手当の受給世帯に対し、差押えを行うことになった場合、この差押禁止の原則はどのように配慮をされているのでしょうか。まず、これについてお答えください。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

〔事務局長渡辺隆君登壇〕

○事務局長（渡辺隆君） 児童手当の件数等について把握しているかという御質問でございますけれども、機構として差押えしておる中に、児童手当の受給世帯があるかどうかという件につきましては、統計的にも私ども持っておりませんし、件数については把握をいたしておりません。

それから、差押禁止の原則をどのように配慮しているのかという御質問でございますけれども、あくまで児童手当を受給する権利の差押えが禁止をされているということでございまして、法的には児童手当が口座に振り込まれた段階で、預金債権につきましては差押えは可能とされているところでございます。いずれにしましても、差押え等の滞納処分につきましては、さまざまなケースがございますので、個々のさまざまな御事情等を踏まえまして、総合的に判断をさせていただいて対応させていただいているところでございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 児童手当が差押禁止になっていると。この点は、税機構の職員の皆さんはよく御存じだと思うんですが、徴収業務の中で、これを念頭に置き配慮をすることになっていると受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 滞納者の方におかれましては、さまざまなケースがございますので、さまざまな御事情については理由をお聞かせいただいて、差押えといった滞納処分に当たっているという状況でございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 去る3月29日に、禁止されている児童手当の差押えを行ったのは違法だとして、鳥取市内に住む自営業の男性が県を相手取り、処分の取り消しと損害賠償を求めた訴訟の判決が鳥取地裁でありました。判決は差押えを違法と認め、子を持つ父親として多大な精神的苦痛を被ったとして、慰謝料20万円と弁護士費用の支払いを命じました。

訴えていた男性は病弱な妻と子供5人の7人家族でありまして、本業の収入が激減したために、個人事業税や自動車税約24万円を滞納しておられました。2008年に、2カ月間にわたり残高73円しかなかった銀行口座に、児童手当13万円が振り込まれたまさに9分後に、県は全額の13万73円を差押えしました。児童手当は滞納していた子どもの教材費や給食費に充てる予定で、その後、子ども1人がこの差押えによって高校中退を余儀なくされるという事態にもなりました。

児童手当が銀行口座に振り込まれた場合、一般財産と混在するというところで、先ほども答弁があったように、最高裁は差押えを認める判例を1998年に出しています。しかし、今回の判決では、最高裁の判例を踏まえて、差押えは原則として許されるとしながらも、県が児童手当によって租税を徴収することを意図し、児童手当以外に預金口座への入金がない状況を知っているか、あるいは知り得る状態にありながら処分を断行した場合は、児童手当法の精神からの裁量逸脱であって、違法であると認定し、県の処分取り消しを命じたわけでありませぬ。

この判決内容は、児童手当を得る世帯の滞納処分の業務にかかわって非常に重要な判決で

あると考えます。今後に生かすべき内容が含まれると思いますが、この点はどのように受けとめておられるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（村田正治君） 中山広域連合長。

〔広域連合長中山泰君登壇〕

○広域連合長（中山泰君） 御質問の鳥取地裁の事案でございますけども、これは現在控訴されているということで係争中であるということ、また、判決文以上の自治体固有の事情など、詳細な背景まで把握しているわけではございませんので、この事案自体について申し上げるのは必ずしも適切でない、軽々にお答えできないというわけでございますが、一般的に言いますと、法的に差押えが禁止されているのは、児童手当の支給を受ける権利そのものであって、最高裁判決でも、支給された口座の預金債権を差し押さえることまで禁止しているものではないと判示をされているところでございます。

しかしながら、機構におきましてはこれまでから、事務局長の話にもありましたように、納められない方、それと、納めない方とをどう見きわめていくか。そして、納められない方については、収入や家族構成など生活状況を十分に把握をして、事案に則して適法、適切な滞納整理を行う、もちろん納税道義にも配慮しながらということでもありますけども、としておりまして、仮の話ですけども、差押えによって極めて困窮を来す、また不誠実かつ不当な事情もないということであれば、極めて慎重な対応が求められると考えております。いずれにしましても、差押えに当たっても、納税者の方の個別事情を総合的に判断をして、対応していくことが必要だと思っております。

また、地方事務所長会議におきましても、滞納整理に対する今申し上げた機構の考え方について再確認をしたところでございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 国会でもこの判決については議論されています。4月15日の衆議院予算委員会分科会で、我が党の日本共産党の佐々木憲昭議員が質問をいたしました。これに対しまして、国税庁の政府参考人はこう答えております。「国税当局といたしましては、残高のない預金口座への児童手当の振り込みを待って、これを狙い撃ち的に差し押さえて、具体的に支給されたものが実際に使用できなくなるような状況にすることは差し控えるべきである。」と答えております。一般的な対処方針として、そういう考え方が示されております。これは当然のことだと思うんですが、こういう認識で徴収事務に当たられるという理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（村田正治君） 中山広域連合長。

○広域連合長（中山泰君） 一般論としてはそうだと思います。また、平成21年4月17日の段階の時点で、当時の与謝野財務金融担当大臣も、直接こういう言い方ではないんですけども、似たような状況に対して支給された手当が子どもたちの養育に使えなくなるような状況にすることも、禁止されていると解釈することが正しいという旨の答弁を当時の状況、具体的な案件に対して申し上げておられるということですので、一般論としてはそういうことだと思うんですけど、他方でちゃんと税を払わんといかんのやという、その納税道義ですね、こっちの要請もあるわけですよ。申し上げましたように、払いたくても払えないという人

に対する一定の法律上の免除の要請もあるわけでありまして、ここのバランスをどうするかということでもありますので、いずれにしましても、繰り返しますが、収入や家族構成など生活状況を十分把握をして、事案に則して適法適切な滞納整理を行うことが重要であると考えております。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 今、連合長が一般論としてそのとおりとお答えになったことは非常に重要だと思えます。滞納があって、返済をしなければならない人が返済するのは当然なんです、生活困窮の中で、預貯金が全くない。そこに児童手当が振り込まれる。児童手当が振り込まれる家庭であることは、当然生活事情を個別に把握されているわけですから、徴税等の担当者も知っておられる。そこに一たび入ったときに、それを差し押さえることは、これはしてはならないことというのが政府の見解だろうと思えますし、今、連合長が、一般論としてそれはそのとおりだというふうにお答えになりましたので、そういうことがそのとおり実行されるように、適切に努めて行かれるようお願いをしておきたいと思えます。

次に、国民健康保険料、税の滞納処分についてお伺いをいたします。

24年度に移管を受けた滞納額のうち、国民健康保険料や税は幾らあったのか、そして収納額や収納率はどうだったのか。この資料がありませんので、わかりましたらお答え願いたいと思えます。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 国保料、国保税の関係でございますけれども、24年度に移管を受けました国保料、国保税、これは前年度からの繰り越し分も含めておりますけれども、44億9,900万円。そのうち、24年度の収納額でございますが、12億6,400万円となっております。収納率につきましては28.1%という状況でございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 わかりました。

次に、税機構は国民健康保険料、税の滞納を徴収するのが仕事であります、滞納されている家庭からいけば、滞納していることによって保険証どうなのかということが大変心配になります。滞納額が一部しか返済できない場合は、短期証しかもらえないということになります。あるいは、1年以上滞納した場合には、医療機関の窓口で一旦10割支払わなければならない資格証明書が発行されています。住民としては、少なくとも安心してお医者さんにかかるように、短期保険証がもらえるようにしたいと願っておられると思っております。

そこでお聞きしたいのは、税機構での徴収業務において、市町村の保険証の交付業務との関係をどんなふうに整理をされているのか。実務的に何か連絡するようなことになっているのかどうか、あるいは保険証をもらえるような配慮を徴収業務の中でするようなことになっているのかどうか、そのあたりについてお聞きをしたいと思います。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 国保料の滞納整理の関係についてでございますけれども、あくまで私ども機構におきましては、滞納になったときに市町村から移管を受けて、それを徴収する

という業務を担っておりますし、市町村におきましては、先ほどおっしゃいましたように、短期保険証、資格証明書の発行業務を担っているということでございます。私どものほうから、その発行に関して何か申し上げるということは適当ではございませんので、あくまで各市町村において証の発行については判断されているというところかと思っております。

ただ、それぞれの業務が円滑に回るような情報交換というのは重要だろうと思っております。現在でも市町村で短期証等を発行するために必要な情報ですとか、あるいは私どもの折衝経過、あるいは納付計画などにつきましては、情報を共有できるシステムを通じまして、十分連携を図っているところでございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 要は、国民健康保険税の滞納をしているけれども、医療は受けなきゃならない。したがって、短期保険証をもらうように手続をしたい。その際に、地方税機構に行って滞納額の返済できる金額を返済して、保険証をもらえる手続に移りたいと思っているんだけれども、地方税機構のほうで一括返済をなささいとか、あるいはこれだけですから、あと何か月の間に今回はこれだけ払ってもらわなければ、その滞納の返済は受け付けないみたいな、こういうことになってくると返済ができないということになりますよね。それが保険証の交付が進まないということにもなっております。

ですから、その方の生活の事情なんかもしっかり踏まえていただいて、そのときに納付できる金額を納付をさせてもらうということで、ちゃんと受けとめていただくといえますか、了解をしていただくといえますか、そういう保険証との関係がありますから配慮をするような対応をしていただく必要があるのではないかと思います。この点どうなんでしょうか。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 私どもはあくまで市町村から滞納分について移管を受けて、それを的確に徴収させていただくという事務を担っているという理解でございます。ただ、そういうさまざまなケースがございますので、さまざまなケースを十分お聞きして、それは総合的に判断をして納付計画なりを立てさせていただいているという状況でございますので、御了承いただきたいと思います。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 さまざまな事情を総合的に勘案してということの中の一つに、保険証の交付がなく医療が受けられないということにならないように配慮をするということも、その総合的な勘案の一つとしてしっかりと踏まえていただきたいということです。これは確認していただけるんでしょうかね。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） それぞれのケースに応じまして、それぞれ個別の事情等を踏まえて、対応させていただくということでございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 必要な医療が受けられないという事態になりますと、その方の健康、生活に大きく響いてくる。あるいは、そのことが滞納額の返済にもかかわってきますので、やはり必要な医療が受けられるような配慮をするということは、しっかり念頭に置いてやってい

ただきたいと要望しておきます。

次に、滞納処分にかかわりまして、若干の事例をお聞きしておりますので、そのことにつきましてお聞きをしておきたいと思えます。

まず、地方税機構と住民の間でこの分納の相談が行われて、真面目に納付をされているにもかかわらず、JAの建物更生共済の解約権行使予告書、差押調書が一方向的に送りつけられるという、そんな例が起こっております。その方が問い合わせをすると、念のために解約権を押さえたんだと。3か月ほど約束をした返済が進んでいなかったら解約をするんだと、こういうふうに事実上おどしつけるような、そんな発言を受けたと聞いてます。真面目に相談をして、約束をしたとおり分納に応じて返済をしているのに、差押えが一方向的に行われるという、こういうやり方というのは、これはちょっと、やり方としてはおかしいんじゃないかと思うんですけども。こういうやり方はぜひ改めていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（村田正治君） 後安業務課長。

〔事務局業務課長後安剛児君登壇〕

○事務局業務課長（後安剛児君） 京都地方税機構におけます滞納整理につきましては、先ほど連合長のほうから答弁させていただいたとおりでございます。その生活実態の把握につきましては、納税者の方のお話を十分聞き、また調査によりそういった実態を客観的に把握するというに努めております。滞納者の方との折衝につきましては、親切丁寧に対応するよう努めておりますし、今後ともそういった対応を進めてまいりたいと思っております。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 税機構と相談をして、分納を真面目にしている人に対して、事前の話も一切ないのに差押えの通知が来るというやり方というのは、本当に丁寧、親切なやり方なのかということなんです。分納をしている方で、分納が滞って、もう何か月も約束が守られないというときに、その差押予告の通知書なりが送られてくるのは、それはやむを得ないですわ。真面目に払っているような人たちに対して、やはりそういうやり方というのは適切ではないと思えますので、ぜひ改善をしていただきたいと思えます。

次に、これに似たような話なんですけども、分納で納めている。生活の状況、収入も変化がない。にもかかわらず、2年たったということで、これを区切りにして、残りを一括で払ってほしいと、こういうふうに言われるケースがあるんですよ。これは、ある意味、ちょっとむごいやり方といいますか、これも到底応じることができない話なのに、なぜこんな話が出てくるのか。この2年間たったら、もう一括で返済するというようなことを求めることが、こういうやり方が基本的な方針なんですか。それはどうなんでしょうか。

○議長（村田正治君） 後安業務課長。

○事務局業務課長（後安剛児君） 分納につきましては、できるだけ短期間での完納ということをお願いしているところでございます。ただ、先ほど来申し上げておりますように納税者の方の生活実態がございまして、そこは十分配慮させていただきまして、一定期間で分納していただくという対応をとらせていただいているところでございます。

ただ、一定計画を立てていただいた後、その後の生活状況等につきまして、再度調査、あ

るいはお聞きしながら、分納計画を見直していただき、できるだけ短期間でというような対応はとらせていただいております。ですから、一律的に2年経過で一括納付をお願いするような対応はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 わかりました。親切丁寧にとということで、その人の生活の状況、収入の状況を踏まえてしっかり本人とも相談の上、分納をするならするという計画に基づいて進めていくということで、ぜひ対応していただくことを求めています。

最後に、こういう例もありまして、これも困ったもんだなと思って今回ちょっと質問させていただくんですが、滞納の返済をしている方なんですけども、透析を週3日受けておられて、車がないと透析を受けられないという人に対して、車の差し押さえもあり得るよと言うようなことを言って、「おどす」という言葉がぴったりくるようなやり方をしている例があるんです、現に。人工透析を週3日やっている人が、車がなかったらこれ受けられないんですよ、この方。こういう人の車まで差し押さえるというやり方は、非人道的なやり方とちゃうかと。こんなやり方は、即刻やめていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村田正治君） 後安業務課長。

○事務局業務課長（後安剛児君） 差押えの財産につきましては、議員既に御承知のとおり、法律で差押禁止財産が決められておりますが、かといって差押禁止財産以外の財産を生活実態にそぐわない形で差押えするといったような取り扱いは、機構ではいたしておりませんので、先ほど申し上げましたとおり、納税者の方の御事情を十分配慮して、慎重な対応をしておりますし、今後ともそうしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 そのように御答弁いただくんですけれども、実態としては私が今幾つか紹介させていただいたような事態が現に起こっておりますので、親切、丁寧、しかもその人の生活実態に即応して、適切に徴収業務が行われるように強く求めていますし、人工透析をされているような方の必要な車を差し押さえるようなことはぜひ改めていただくよう求めまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村田正治君） 次に、山崎恭一君に発言を許します。山崎恭一君。

〔山崎恭一君登壇〕

○山崎恭一君 宇治市議会選出の日本共産党の山崎恭一です。地方税機構の労働環境と課税の共同化について質問をいたします。

まず、税機構の214人の職員のうち、メンタル系の疾患で1か月以上休んでいる人が24年度8人おられ、半年以上休職している方が3人おられます。同じ年の宇治市ですと1,453人の職員で11人が休職をしている。税機構では宇治市の倍近い発症率になっています。大変多いわけなんですけども、その理由や原因がどこにあると把握をされていますか。

○議長（村田正治君） 蒲原事務局次長。

〔事務局次長兼総務課長兼会計管理者蒲原功君登壇〕

○事務局次長兼総務課長兼会計管理者（蒲原功君） いわゆるメンタル系の長期休務者についての御質問でございましたが、原因等でございますけれども、人事院のほうの統計といたしまして、23年度に国家公務員の一般職の長期病休者の実態調査がされているわけなんです、その中で1か月以上の「精神及び行動の障害」に係る長期病休者が職員数に占める割合といたしましては1.26%となっているところでございます。

その数値と比較いたしまして、本機構の22年度の状況といたしましては1.61%、23年度につきましては1.08%と、国家公務員との比較におきましては、同等の割合であると考えておりまして、先ほど24年度は数値が大きいということでおっしゃいましたけれども、24年度につきましても特別人数が多いというものではないと考えているところでございます。

メンタル系の病につきましては、原因がどういったものなのか把握できないところもございますので、あくまで推測の域ではございますが、24年度の業務内容が22年度とか23年度に比べまして著しく業務手法を変えたとかいうことは一切ございませんでして、機構あるいは機構の業務上の問題があるとは考えにくいところでありまして、様々な要因が複雑に絡みまして、たまたま高い数値になったのではないかと考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 機構のせいではないと、たまたまだという御答弁でしたが、そうかなと私は思っています。機構設立のときに、さっきの議員とのやりとりの中でもありましたが、やはり新しい業務を始めるのにいろいろ混乱があつて、月の超過労働が100時間を超える人が8割以上もいるという時期がありました。それは、議会での指摘や業務が定着をして制御されていく中で、過酷な環境は大きく改善をされているようです。

しかし、それにもかかわらず、メンタル系で半年以上休んでいるという人は22年度1人、23年度1人、24年度は3人と小さな数字ではありますが、ふえてきています。私は滞納整理という業務の性格や、また各団体からの寄せ集めというとたいへん失礼になりますが、各団体から集合して業務をしている。こういう職場の特性も原因の中で考えられるのではないかと思っています。特定の疾患が少し多くなってきている、こういうことに対して効果的な対策が求められていますが、こうした精神面での疾病の対策として、どのような健康管理を取り組もうとされているかお答えください。

○議長（村田正治君） 蒲原事務局次長。

○事務局次長兼総務課長兼会計管理者（蒲原功君） 長期休務者に対する対策でございますが、派遣職員の健康診断等の健康管理につきましては、原則といたしまして派遣元実施という形になっております。これを基本におきまして、まずはメンタルケアの派遣元対応がおられないように、派遣元と連携を常に密にすることを第一に取り組んでいるところでございます。だからといたしまして派遣元任せというわけにもいきませんので、機構におきましても、まず何より所属長が所属職員と十分なコミュニケーションをとれますよう、年度初め、年度途中に所属長と全職員の個別面談等を行いまして、業務状況、健康状態、家庭の状況等を十分把握できるようにしておりますほか、安全衛生推進協議会という会議組織を設置いたして

おりまして、現場職員や医師の意見も踏まえながら、管理監督者のメンタルヘルス研修とか、メールによります情報提供や各種職員啓発等を行っているところでございます。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 健康管理の責任は派遣元だ、これが原則だというのはちょっと冷たい現実だなという気がいたします。毎日そちらへ通勤しているわけですから、派遣元のところで日常のメンタルのケアというのは大変困難だと、そう最初におっしゃりながら、後段では十分なコミュニケーションをとり、全員と面談をして状況をつかむなど子細な努力はするんだとおっしゃっています。こちらのほうは現実的だと思います。ぜひ、この件では新しい仕事もありますし、負荷のかかりやすい仕事、なかなか困難な仕事だというのは皆さん承知をしておられることですから、特段の御配慮、また健康管理についての日常の改善点も含めて、御努力を強く要求しておきます。

次に、これは安全面での問題ですが、7月12日に宝塚市で事件が起きました。固定資産税の滞納で自宅が差し押さえられたことに不満を抱いてトラブルになり、市役所で火炎瓶を投げるという事態です。この事件に関して税機構は、対岸の火事ではなく、他山の石とすべしだということで対策をとられようとしておられますが、総合的な安全対策として、どのように進められようとしておられますか。

○議長（村田正治君） 蒲原事務局次長。

○事務局次長兼総務課長兼会計管理者（蒲原功君） 先般、宝塚市で発生した放火事件を受けまして、毎年確認をしているところではあるんですが、認識を新たにし、応接スペースに逃げ道があるかどうかといった動線の確認でありますとか、あと施設面でございますが、消火器、消火栓、火災報知機などの設備確認はもとより、7月22日に、来庁者や職員の安全確保のため、複数対応の徹底や具体的事案発生時の対応の留意点を整理いたしました通知を、各所属に出したところでございます。当機構の全ての所属が、構成団体の既存施設に入居していますことから、施設管理者とも十分に連絡調整を図りつつ、今後とも必要に応じまして、現場の意見も聞きながら、防犯器具の配備等の対応をとることとしているところでございます。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 そうしたソフト面といいますか、心のケア訓練というようなことも大事だと思うんですが、私も現場を、山城中部の事務所をのぞいてみたんですけども、言わば間借りですので、コの字型に事務所が薄く長くある。入り口に立って何かすると、逃げ道がない。中も衝立やロッカーで仕切っておりますので、やや複雑になっていて、ざっと見渡してみると、ここであんなことが起こったら大変だろうなと思います。聞いてみると、大体どこも似たり寄ったりだそうです。

宝塚の事件が起きてからの自治体での対応を見ますと、泉佐野市では庁舎の玄関にいた警備員を窓口の近くにも、改めて増配置をするようにしたんですね。東大阪市では消火器を全館に置くようにした。伊丹市で言いますと、課税窓口に警報装置のボタンを設置して、警備とすぐ連絡がとれるようにした。大津市では、通路や個別の相談室に監視カメラをつけるとか、これはいいかどうかわかりませんが、心のケア訓練ということだけではなくて、ハ

一ド面でのこうした装備も必要だと思いますが、これについては間借りだということで、なかなか困難かなとは思いますが、この点では税機構の特性でもありますから、簡単にはいかない面もあるかもしれませんが、具体的なハードの展開についても検討していただきたい。これについてどのようにお考えでしょうか。

もう1つは、ハード面だけではなくて、税の滞納者を悪者のように扱ったり、ちょっと実情に合わないような強権的な追いかけていった追及をする。これでは根源的に事件を誘発するということにもなりかねません。税機構では差押えの件数が22年度には2,751件。ここから24年度には8,143件と3倍近くにふえている。こうした数値を見ていると、そうした面でも心配はないのかということが私は大変危惧するところでありまして、そういう面と言うと、徴税や滞納整理の姿勢について、改めてこの問題との関連で基本的な考えをお聞かせください。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

〔事務局長渡辺隆君登壇〕

○事務局長（渡辺隆君） ハード面の整備についてでございますけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、私どもの施設は、間借りの状況でございますので、その中で設備改善という部分についてはなかなか厳しいものがあるという認識をいたしております。

ただ、必要なものについては、できる範囲の中で、また引き続き検討させていただきたいと思っております。

それから、機構の姿勢の問題でございますけれども、これは先ほど来申し上げており、お答えさせていただいておりますとおおり、機構としての基本的な考え方というのは、納めない方とそれから納められない方、これを十分判断させていただいて、適切に対応させていただく。また、その対応に当たっては、納税者の状況を十分お聞きをする。親切丁寧に対応するというようなことを基本に臨んでいるという状況でございます。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 ハード面での対応は大変困難ということですが、この問題を含めて税機構のこの業務の形態、事務所のあり方等が本当に安全なのかどうか、そうした大変な危惧を持っております。その点も含めて、今後どういうあり方が本来あるべきか、安全性の問題も含めた御検討を長期的に見ていきたいと思っております。

それと、2月のこの議会での論議の中で、連合長は、一番大切にしなければならないのは納税者の信頼と理解だと、こういうお答えをされています。先ほどからのやりとりも、こうしたことをめぐる具体的な課題でのやりとりかなと思っておりますので、この点は徹底をしていただいて、不必要なトラブルを起こさない、納税者に御理解をいただくという点では一層の御努力をお願いをしたいと思います。

次に、課税の共同化の問題について質問いたします。

7月31日に開催された、府・市町村の税務担当課長会議、ここでは課税共同化が課題の会議でしたが、長期目標と中期目標と短期目標と3つに分けよう。これまでワーキンググループとかで論議してきたけど、なかなか形が整わない。この3つに分けてそれぞれで検討しようという新たな手法が提起をされました。

ところが、長期目標では、最終目標の設定が今年度中をめどにする。中期目標では、28年度に3税先行実施、開始という工程提案をされましたが、過半数の合意が得られないということで、28年度開始を再度検討して再設定をするということになりました。どれも具体的に進んでいません。短期目標の26年度に向けて申告支援システムを導入ということだけが何とか合意がとれて、実際予算も提示されている。私は最終的にどこへ行くのかということがまだ決まってない中で、システムだけ予算を組んでやって、それって本当に大丈夫なのか、無駄にならないのかという心配があります。無理なら無理だという判断も場合によってはしなければならぬのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 共同化の進め方という御質問とっております。私ども昨年来、府税と市町村税で、課税対象が類似する税目から共同化を検討するというところで進めてきておりまして、個人関係税、それから資産関係税、自動車関係税につきまして、機構と構成団体の行う業務の整理を図ってきたところでございます。

御質問にございましたように、大きな取り組みでございますので、私どもと市町村と一緒にということが大変重要でございますので、この5月から7月にかけて、共同化の進め方につきまして、個別に意見交換を実施させていただいたという流れでございます。

そういう中で、なかなかその全体の姿というのが見えないということ、姿が見えなくてなかなかイメージがつかめないということが大きな課題かな、なかなか御理解をいただけない部分もあるのかなと考えまして、その部分、いわゆる長期的な目標ということになるかと思っておりますけれども、どういう形の課税の共同化になるんだという全体の姿について一定整理を図っていく必要があるんじゃないかなということで、現在検討をさせていただいているということ。それから、これまでのワーキングでの検討の中で、さまざまな個別の課題というのでも出ておりますので、そういった課題もあわせて検討していこうということで、今並行して進めさせていただいているところでございます。

確かに大きな課題がさまざまございますので、なかなかすぐにとというわけにはいきませんが、共同化ということにつきましては、機構の設立当初から徴収、それから課税、全体的にやっていくことで、機構の目的が最大限発揮できるものだと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 論議はどんどんやっていただければいいと思いますが、具体的な問題で言いますと、この会議の資料で、個人関係税システム導入経費ということで、申告支援システムの初期導入費用が概算で1億1,200万円としてあります。保守費用が5年間で1億8,400万円、それ以外にさらにサーバ、端末、プリンターなどの機器整備、連携費用、ネットワーク構築費用などが別途必要とあります。この申告支援システムの導入の総経費をどれぐらいに見積もっておられるのでしょうか。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 先ほど申しましたように、その全体の姿というのがなかなか見えてないというのが、今まさに検討に当たっての大きな課題だと思っております、全体

でどのぐらいになるんだ、あるいはどのぐらいのときにその共同化が完成するんだというあたりを、今まさに整理を行っているところでございまして、できるだけ早くそのあたりをお示しできればなどと考えているところでございます。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 全体の姿が見えない中で、余り具体的な個別のことを決めてしまっただけではならぬだろうと。論議はもちろん必要ですし、どれだけかかるか試算をしたり、見積もりを出させるという作業はありかと思えますけども、とても今のお話では、予算に計上できるというようなレベルではないんだというふうにお答えになったんだと思います。

続きまして、課税そのものの問題に少し論点を戻したいと思うんですけども、課税権も説明責任も市町村にある。準備段階、準備行為を機構でやられるということは、つまり、いろんなことの決め方のルールだけは一応市町村のほうで何か決めて、実際に調査をしたり、実際の仕事は機構がやる。そして、機構で額が出たら、それでよろしいかという決裁を市町村のほうでして、金額の納入通知は市町村長の名前で出されるということですね。ですから、当然それに不服だったら問い合わせは市町村の窓口に行くわけです。

ところが、準備行為、実際の事務は機構のほうでやられていると、その実務に携わってない市町村の窓口、大体、課税担当職員というのがあるのかいないのか怪しいようなことですが、これ、何でこないなふうになっているのやと聞かれたら、実際どうやって説明するのかという問題があります。恐らく先ほど言われた、具体的な姿が見えてこないというのは、こういう問題が起こっているんだということですよ。これについて、そもそもそういうやり方、大きな矛盾、無理があるからだというように思うんですけど、どのような形で克服の見通しを持っておられるんでしょうか。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 実際の実務をやらない中で、市町村においてどう説明責任を果たせるのかという御質問かと思いますが、私どもが、今現にやっております法人関係税の部分も同じでございますけども、機構で収集しました課税資料、作成した課税データ等を全て構成団体のほうに提供させていただくと。構成団体のほうでは、これに基づいて、最終的には意思決定をされるというような事務処理を法人関係税のほうでは今現在しております。そういう中で住民への説明というのは、構成団体のほうで十分果たせるという理解でおります。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 それは無理なんじゃないですかね。課税の共同化に期待をされている町村なんかのお声をちゃんと聞きますと、なかなか難しいので、それは機構でやってもらおうと大変助かるんだと、こういう言い方をされますが、その発想で言うと、課税に関するノウハウは市町村では大幅に後退をするんじゃないかという気がします。宇治のようなところでは、特段機構にさせていただかなくとも自分とこでやれると、大体そういうふう考えているようでして、どこにメリットがあるんだと言っても、担当者からはなかなか返事がされません。メリットがないとはおっしゃいませんが、うーんと言って、要するにどんなメリットがあるのかと聞いても、明確には答えられないというのが宇治市での状況です。

例えば、固定資産税の問題では、なかなか電話でやりとりしたり窓口で話したりしたので

はけりが見つからないことはたくさんあります。現場に行ってみて、例えばこの公道がこうなっているから、こことこことで価格が違うんだとか、例えば現場に行ってみたら、随分昔に店舗だということで細々とやっていた業務の一部が残っていて、店舗ということになっていた。よく見たら、とうの昔にサラリーマンで店舗なんかなかったとわかって、修正をされた。現場に行ってみないと、固定資産税なんかはなかなかわからない。こういうのは共同化に大変そぐわないことではないかと思うんですけども、方式だけを統一するならシステムでもつくれば済みますけども、こうした現場でのやりとりが大変重要なこういう個人関係税や固定資産税の課税の問題、そもそもこういった大きな困難があるかと思うんですけども、その克服というのは何かお考えでしょうか。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 課税共同化に当たって、その現場調査をどうするんだという御質問だと思うんですけども、まさに御指摘のように、現場での調査確認をする必要がある固定資産税とかの事務について、実際の調査を例えば機構でやるとした場合に、例えば機構本部に全ての機能を持たすべきなのか、あるいはそれぞれ地方事務所の中にそういった機能を持ってやっていくのか、というようにやり方はさまざま考えられますし、例えばその調査の部分については、市町村のほうでお願いするというようなこともございますので、その辺どういうやり方が一番いいのかという部分については、今後の検討課題なのかなと思っております。

ただ、私どもの共同化というのはあくまで納税者の方の利便をどう高めていくのか、あるいは納税者がわかりやすい形というのはどういう形がいいのかという点で取り組んでいきたいと思っていますし、その中でどう効率化を図っていくのか、どう整理を図っていくのかという部分については、少し今後の整理が必要になってくるのかなと思っております。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 幾つかの問題がまだまだ検討が必要なおことが残っていると思いますが、2月のこの議会でのやりとりの中で、そうした問題がたくさんあるから検討の中身を市民的にも府民的にも公開をして、この反応を聞きながら進めていこうと、こういう話がされてきました。今では例えば議会での質疑だとか、また、この間の会議での検討の中身なんかを市民的に公開をして進めていくという作業については、具体的にどのようにされるのでしょうか。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） いつの段階で公開するかという問題はあるかと思っています。全て一から十まで、1のレベルから全て公開するのかどうかというのは、それを公開した段階で一定の住民の皆様のご理解とかということを招くこともございますので、一定その公開といいますか、中身についてを抽出する必要があるのかなと思っておりますが、今の段階といえますのは、全てを公開するレベルではないかなと考えてございます。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 日だけがたつんですが、公開をする段階ではない。また、かなり全体像がまだ見えない、こういう進捗状態かと思っています。全国で国保の広域化とか、また滞納徴収の広域化というのは先ほど連合長のお話の中にもありましたが、全国で少し数がふえてきている。

ただし、課税の共同化に取り組んでいるところは今ほとんどないと言っていいんじゃないでしょうか。私もいろいろ調べてみたんですが、静岡の地方税滞納整理機構、比較的早くスタートしたこういう広域組織ですが、ここでも初め課税のこともいろいろかなり書いてありましたが、結局は軽自動車税の申告関係と課税事務の共同研修、課税関係について具体化したことは今のところだいたいこの2つだけで、それ以降のことは何もなくなってしまいました。

そもそも、全国のような動きの中では京都府のやり方を見ています。なかなか難しそうだなということで実質手を引いてきているというのが全国的な流れではないかと思います。京都府においては、当初からいろいろと規模の大きいこうした広域連合をつくってやってきたわけですが、課税の問題を検討して無理、無理進めるということではなくて、私は、具体的な課題の克服が困難だということになったり、また、こことここについては各構成団体がやったほうが効率的で、市民の実情に合う。こういうことが見えてきたときには、無理をしない、中断を含めた検討があり得る、こういう態度を持って検討を進めていく。つまり、何が何でもやるんだというような前提で、いろいろ困難があるけども、ごんごん押して行こうということではなくて、もう少しニュートラルな立場で検討して、可能なものは進めるけども、不可能なものはストップもあり得る、こういう態度で臨んできたと思いますが、連合長、いかがでしょうか。

○議長（村田正治君） 中山広域連合長。

〔広域連合長中山泰君登壇〕

○広域連合長（中山泰君） 共同化のいろんな課題について御質問いただきましたけども、そもそもこの課税の共同化の意義でありますけども、今ますますこの国、地方通じて、総じて言うと財政環境が厳しくなっていると思うんですね。そういう中で、公平・公正な税業務のあり方とか、あるいは納税道義の問題、そして効果的に執行していくというようなこと、こういったことはますます求められると思うんですね。ますます求められていて、そのための手法としてこの共同化ということは、冒頭、石田議員への答弁で申し上げましたように、法人関係税でございますけども、一定の成果も出ているということがあるわけです。

他方で、その共同化の取り組み自体、これについてはいろんな課題があるわけです。構成団体もたくさん課題があるわけですし、同時にこれは一つ間違うと多大な影響を個人・法人に与えてしまうという意味で、非常に重要な分野であるわけですので、丁寧な積み上げが必要という分野、多大な労力がかかっているという分野であります。有用だけでも、エネルギーが要るということでもありますので、他府県において今課税の共同化について、京都が先行させていただいてるというこの状況の理解については、他府県においてもこの共同化の有用性ということについては感じておられるけども、このための課題の解決に向けて多大な労力も要るということで、京都の状況を見ておられるという状況かなと思っております。

静岡の例もお出しになりましたけども、北海道、鳥取県においても検討が行われ始めているとお聞きしていますので、徐々に京都もこういうふうにして、ようやくと成果について未申告の部分についての約3,000万円、それから全体の効率化について、推計ベースですけども1億数千万円というのが初めて言える状況になったということの意味というのは大きいと思うんですね。これをしっかりと法人関係税において広げていって、同時に次の段階ですけ

ども、主要3税、着実に進めていきたいと思っています。

申し上げましたように、社会的にこういった共同化は、非常にこれから大切になってくると思いますので、課題があるとは思いますが、そういう意味で、慎重な検討が必要だと思いますけども、乗り越えられると。乗り越えながら、何とかこの効果を出していくように、構成団体の皆さんとともに役職員挙げて検討を進めて、慎重かつ着実に検討を進めていきたいと思っています。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 当初からの本機構の趣旨として、公平・公正、納税道義、効率的な事務執行、こうした成果とそして法人関係税で一定の成果を上げた、数字も上げられておっしゃいましたが、1億数千万円というのは一番の成果的に上げる額としてはごくわずかだと思えますし、法人はほとんどの場合、税理士なり、公認会計士などがついておられます。いろんな制度の変更にも比較的適切に対応できる体制が整っている点では、個人の市民税申告や、また固定資産税の問題で絡めても矛盾の少ない分野かなと思っています。だから、今後さらに進めていくとなると、かなり負担が大きくなっている。そして、最終的にどこまでやるかというのがなかなか見えない中で検討していくということですから、これはもう当然のことですけども、最終目標をどうするかということとかかわって、お互いやりとりしながら進めるというのが当然の手法になる。ですから、最終目的がどうなるか決まってない中で、この分野だけに限る、この程度にとどめるということも当然の判断材料になる。このことは、今のお話の中では触れられませんでしたけど、そうしたことも含めた柔軟な検討が必要だということを指摘をして質問を終わります。

○議長（村田正治君） 以上で一般質問を終結いたします。

○議長（村田正治君） 次に、日程第8「第1号議案から第3号議案まで」の3件を一括議題といたします。

これより議案3件に対する質疑に入りますが、通告がありませんので、質疑を終結いたします。

○議長（村田正治君） 次に、議案3件に対する討論に入ります。

通告がありますので、まず、加味根史朗君に発言を許します。加味根史朗君。

〔加味根史朗君登壇〕

○加味根史朗君 府議会日本共産党の加味根史朗です。第1号議案「平成24年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」につきましては、生活困難な住民に対して、一方的な差押えや一括納付の強要が行われるなど、強権的な徴収業務が強まっております。

また、市町村の課税自主権を損なう課税の共同化が強引に進められており、市町村からも批判の声が上がっているところです。このような業務を進める決算の認定には反対であります。その他の議案には賛成するものであります。以上で討論を終わります。

○議長（村田正治君） 次に、赤松孝一君に発言を許します。赤松孝一君。

〔赤松孝一君登壇〕

○赤松孝一君 与謝野町議会選出の赤松でございます。議題となっております議案3件につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

私は、税務行政で一番大切なことは、その公平性を保つことであり、それが崩れれば、住民・納税者の不平不満のもとになるものと思っておりますが、この京都地方税機構の設立にあたりましては、私どもの与謝野町議会におきましても、不安視する声、また、様々な議論があったところであります。

しかしながら、当時、年々増えていく滞納の状況、税務行政を取り巻く諸情勢を鑑み、幾ら徴収できるのかという数値的なことや効率化、経費削減といったこともさることながら、何よりも一番大切な税務行政の公平性を担保し続けるためには、府下26団体が足並みを揃えて広域連合に業務を委ねるといった新たな取組みが必要であるというふうに当議会でも判断をしたところであります。

業務開始から3年を経過いたしました。この間の数値的な成果はもとより、税務行政の公平性の確保そして向上に最大限尽力するという26団体の基本姿勢を、この機構の存在と、現場職員の日々の業務によって、全ての住民・納税者にしっかり示し続けていることが最も大きな成果であると思っております。改めてこの取組みを高く評価するものであります。

ひとつの例としまして、もう半年くらい前ではありますが、私の近くに住むある町民の方が、たいへん経営が困窮してしまっている、税が納められない。すぐに京都地方税機構のほうから電話があり、困ったことだと私のところに相談にこられました。京都地方税機構という名前を聞いただけで怖い、どうしようとおっしゃっていました。

ところが面談をされたところ予想に反して、本当に窮状を訴えるほど懇切丁寧に状況をよく理解され、税に対する新たな理解が備わったと、たいへん感謝しておられました。

そうした現場で徴収をされる職員の皆さんが日々職務に一生懸命精励いただいていることは、私も京都地方税機構議会の一員といたしまして、本当にうれしい限りでございます。

さて、機構決算の内容につきましては、構成団体からの負担金収入を基に、職員人件費と事務経費支出がされているもので、機構の業務実績が反映される仕組みではありませんが、効果的、効率的に執行される中で、着実に業務実績を積み上げられており、監査委員の意見書にもありますように、適正に執行されているところでございます。

また、専決処分案件2件につきましても、滞納整理の手法として裁判手続が執られたものでございまして、日数が経過すればするほど第三債務者の資産が劣化する恐れがあり、機構及び滞納者に不利益となることから、速やかに確実に解決を図っていくため、やむを得ず専決された案件であると考えているところであります。

組織であれ団体であれ、やはり成功するには、トップの情熱と職員のやる気という言葉がありますが、機構におきかえれば、構成団体26団体と広域連合長の情熱と姿勢、機構職員のやる気・日々の努力ということになるかと思いますが、今後もどうか引き続き税務行政の公平性ということを第一に業務を進めていただきまして、そして、住民からほんとうにでき

てよかったなというような税機構になることを要望いたしまして、3議案への賛成の討論といたします。

○議長（村田正治君） 以上で討論を終結いたします。

○議長（村田正治君） これより議案3件について採決に入ります。採決は1件ずつ、3回に分けて挙手により行います。

まず、第1号議案「平成24年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」の採決を行います。本案を原案どおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（村田正治君） 挙手多数であります。よって、第1号議案は、原案どおり認定されました。

次に、第2号議案「差押債権取立請求事件に係る訴えの提起の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（村田正治君） 挙手全員であります。よって、第2号議案は承認することに決しました。

次に、第3号議案「差押債権取立請求事件に係る訴えの提起の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（村田正治君） 挙手全員であります。よって、第3号議案は承認することに決しました。

○議長（村田正治君） 次に、日程第9「選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選により行いたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（村田正治君） 御異議なしと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（村田正治君） 御異議なしと認め、さよう決めます。

なお、指名は委員及び補充員の2回に分けて行います。

まず、委員に高屋直志君、武田祥夫君、莊司泰男君、高埜長太郎君、以上の4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4人を選挙管理委員の当選人

と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（村田正治君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4人が選挙管理委員に当選されました。

次に補充員に、梅原勲君、中島則明君、河合良治君、千歳利三郎君、以上の4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4人を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（村田正治君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4人が選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮りいたします。補充員の補充の順序は、ただいまの指名の順序とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（村田正治君） 御異議なしと認め、さよう決めます。

○議長（村田正治君） 以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、平成25年8月京都地方税機構議会定例会を閉会いたします。

午後3時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

京都地方税機構議会議長 村 田 正 治

京都地方税機構議会副議長 西 村 正 之

会議録署名議員 西 川 博 司

同 垣 内 秋 弘